

令和8年度 埼玉県障害児等療育支援事業 企画提案募集要領

1 事業の目的

本事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（以下「在宅障害児（者）」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する圏域における療育機関等との重層的な連携を図り、もって、障害児（者）の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

本事業の実施単位は別紙1に示す圏域の各圏域とし、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 在宅支援訪問療育等指導事業

ア 巡回相談

支援施設に相談・指導を担当する療育等の専門技術を有する職員等で編成された相談・指導班を設置し、相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭に定期的もしくは随時訪問させ、又は、相談・指導を必要とする地域を巡回させる等の方法により、地域の在宅障害児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行うものとする。

イ 訪問による健康診査

障害及び介護の状況等から医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害者の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する指導、助言を行い、あわせて各種の相談に応じるものとする。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害児（者）及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行うものとする。

(3) 施設支援一般指導事業

障害児の通う保育所や放課後児童クラブや障害児通園事業などの職員に対し、在宅障害児（者）の療育に関する技術の指導を行うものとする。

3 実施団体の要件

(1) 別紙1に示す圏域に事業所を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人及び市町村とする。

(2) 上記法人等で児童福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次のいずれかの事業所指定を現在、受けていること。

- ・ 指定相談支援事業（一般・特定・障害児）
- ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業において専門的支援実施加算（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に加算）を届け出ている事業所に限る。）
- ・ 障害児入所施設、障害者支援施設

(3) 療育相談、療育指導を行うための専門技術を有する職員等が配置されているなど障害児に対する専門的な療育指導を行う体制実績があること。

4 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

5 選考方法

審査は各福祉事務所で企画提案審査を行い、適切と判断した法人を選考します。
事前に必要書類を提出の上、企画提案を行っていただきます。

6 審査基準

(1) 法人の評価

受託理由・意欲、運営方針等

(2) 事業の運営計画

事業予算（別紙1の概算額の範囲内で作成）、職員体制・専門職員の配置、職員の研修体制、個人情報保護・苦情処理対策、療育支援事業計画、地域関係機関との連携

(3) 実績

障害児に対する専門的な療育相談及び療育指導

7 提出書類

別添の書式例を参考に上記の内容を記載した書類を提出してください。

8 応募方法

当該福祉事務所へ持参は又は郵送のいずれかにより1部提出してください。
なお、提出された書類は返却しません。

9 提出期限

令和8年3月3日（火）

10 企画提案選考日時

各福祉事務所が定める日程によるものとします。

11 選考結果

選考結果については、各福祉事務所から法人に対して通知します。

12 提出先

下記を参照の上、事業実施予定施設の所在地を所管する福祉事務所に御提出ください。
御不明な点は各福祉事務所地域福祉担当までお問い合わせください。

■東部中央福祉事務所 〒344-0038 春日部市大沼1-76 048-737-2359

行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町

■西部福祉事務所 〒350-0212 坂戸市石井2327-1 049-283-6800

所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

■北部福祉事務所 〒367-0047 本庄市前原1-8-12 0495-22-0101

熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

■秩父福祉事務所 〒368-0025 秩父市桜木町8-18 0494-22-6228

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

■別紙 1

各圏域における事業予算額について

※予算確定後、変更となる可能性があります。概算契約額を参考に作成してください。

所管福祉事務所	圏域名	市町村名	概算契約額（税込）
東部中央	南部	戸田市・蕨市	7,258,900円以内
	県央	上尾市・伊奈町	5,791,500円以内
		鴻巣市・桶川市・北本市	10,153,000円以内
	利根北	行田市・加須市・羽生市	3,740,000円以内
	東部	春日部市	10,034,200円以内
		草加市・八潮市	6,829,900円以内
		吉川市・三郷市・松伏町	5,920,200円以内
利根南	久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	17,077,500円以内	
西部	南西部	朝霞市・志木市・和光市・新座市	2,213,200円以内
		富士見市・ふじみ野市・三芳町	17,950,900円以内
	西部	所沢市	4,805,900円以内
		狭山市・入間市	6,785,900円以内
	川越比企	坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町・飯能市・日高市	4,900,500円以内
		東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村	21,872,400円以内
北部	北部	本庄市・美里町・神川町・上里町	9,775,700円以内
		熊谷市・深谷市・寄居町	15,615,600円以内
秩父	秩父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	10,692,000円以内